

# 長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録（令和8年2月定例会）



令和 8 年 2 月 定例会

令和 8 年 2 月 1 7 日（火曜日）午後 1 時 0 0 分開会

長崎県市町村会館 6 階 会議室

## 議事日程

- 日程 1 会期について
- 日程 2 議席の指定について
- 日程 3 会議録署名議員の指名について
- 日程 4 議会運営委員の選任の報告について
- 日程 5 経過等の報告事項について
- 日程 6 長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- 日程 7 長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 8 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 9 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 0 令和 7 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）  
令和 7 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程 1 1 令和 8 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
令和 8 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程 1 2 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 1 3 例月出納検査の報告について

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（26名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 大志保 裕 君   | 2 番  | 川 副 剛 君   |
| 3 番  | 宮 崎 良 保 君 | 4 番  | 尾 上 和 孝 君 |
| 5 番  | 村 井 達 己 君 | 6 番  | 浪 瀬 真 吾 君 |
| 7 番  | 山 口 一 三 君 | 8 番  | 安 藤 克 彦 君 |
| 9 番  | 永 池 充 宏 君 | 10 番 | 廣 瀬 猛 男 君 |
| 11 番 | 片 山 智 弘 君 | 12 番 | 柳 田 靖 夫 君 |
| 13 番 | 松 本 順 子 君 | 14 番 | 諸 松 瀬里奈 君 |
| 15 番 | 崎 田 廣 美 君 | 16 番 | 井 元 宏 三 君 |
| 17 番 | 竹 森 学 君   | 18 番 | 相 浦 喜代子 君 |
| 19 番 | 島 田 和 憲 君 | 20 番 | 松 井 扶 公 君 |
| 21 番 | 柴 田 英 樹 君 | 23 番 | 永 田 秀 人 君 |
| 24 番 | 福 澤 照 充 君 | 25 番 | 平 野 剛 君   |
| 26 番 | 岩 永 敏 博 君 | 27 番 | 井 上 重 久 君 |

欠席議員（1名）

|      |           |
|------|-----------|
| 22 番 | 黒 川 英 朗 君 |
|------|-----------|

説明のために出席した者

|       |           |        |           |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 広域連合長 | 古川 隆三郎 君  | 副広域連合長 | 吉 田 愼 一 君 |
| 事務局長  | 萩 原 哲 郎 君 | 企画監兼次長 | 中 村 浩 二 君 |
| 医療専門官 | 山 崎 一 美 君 | 総務課長   | 吉 田 卓 史 君 |
| 事業課長  | 高 見 徹 君   | 保険管理課長 | 山崎 喜一郎 君  |

事務職員出席者

|    |         |
|----|---------|
| 書記 | 澤 久 愛 君 |
|----|---------|

＝開会 午後 1 時 0 2 分＝

○議長（岩永敏博君）

皆様、こんにちは。出席議員は定足数に達しております。これより令和 8 年第 1 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

今定例会の議長を務めます、私は長崎市議会の岩永です。どうぞ議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

直ちに会議に入ります。

日程 1 「会期について」を議題といたします。今定例会の会期は、本日 1 日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程 2 「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程 3 「会議録署名議員の指名について」は、3 番、宮崎良保議員及び、14 番、諸松瀬里奈議員を指名いたします。

次に、日程 4 「議会運営委員の選任の報告について」、本件については議会閉会中において議員の任期満了に伴い欠員が生じたため、議会委員会条例第 5 条の規定により議長において補欠選任を行ったものであります。

議会運営委員に平戸市選出、井元宏三議員、松浦市選出、崎田廣美議員を補欠選任

いたしましたのでご報告いたします。

任期は、令和 9 年 2 月 2 0 日までとなります。

なお、現在選任中の議会運営委員につきましては、本日お配りしております議会運営委員名簿のとおりであります。

ここで、連合長から発言の申出があっております。

連合長、お願いいたします。

### 【古川隆三郎君 登壇】

○連合長（古川隆三郎君）

皆さん、こんにちは。長崎県後期高齢者医療広域連合連合長をしております、島原市長の古川隆三郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、広域連合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、新たに本広域連合の議会の議員として出席いただいております、平戸市の井元宏三議員さん、そして松浦市の崎田廣美議員さん、そして雲仙市の廣瀬猛男議員さんにおかれましては、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

早いもので令和 8 年がスタートしまして 2 月も半ばを過ぎています。国内におきましては、昨年 1 0 月に政権の枠組みが変わり、新しい首相が誕生するなど大きな変革の年でもありました。年末年始の国内情勢は不安定な面もございましたが、ご承知のとおり、先日は解散総選挙が実施され、これから新年度に向けて予算審議も加速されるなど正常化をしていくものと期待をしています。

さて、昨年行われました新首相の所信表明演説の中で、「国民のいのちと健康を守ることは、重要な安全保障」と強調されました。社会保障制度の給付と負担の在り方について議論していく考えを示されたものだとして受け止めています。今後は医療保険制

度改革などにも積極的に取り組んでいかれるものと推測をしています。

医療保険においては全保険者で発行済みの健康保険証が利用できる経過措置が終了し、昨年１２月２日から、いよいよマイナ保険証を中心とした仕組みに切り替わっています。後期高齢者医療については、国として被保険者全員に資格確認書を送付する暫定運用を行っていましたが、今年の８月以降は、これまでの一律交付から年齢や利用回数に応じた交付に見直されています。このような国の動きや制度改正について今後も注視しながら情報収集を行い、情報提供・共有に努めたいと考えています。

令和８年度は保険料の改定の年度であります。後期高齢者医療制度の保険料は法の定めによりまして２年ごとに見直しを行うとされており、今年度は令和８年度と９年度の料率を改定する協議を行ってまいりました。今回の料率改定につきましては、人口減少・少子化が急速に進展する一方、７５歳以上の後期高齢者数は右肩上りで依然増加をしています。それに伴う医療費の増加も顕著であるという背景がありますので改定となってまいります。

また、診療報酬のプラス改定や後期高齢者負担率の大幅な引上げなどに加え、子ども・子育て支援金制度による新たな負担などの要因もあります。保険料は一定の引上げをお願いせざるを得ない状況であるというふうに認識をしております。もちろん被保険者の負担をできるだけ少なくするため、基金などを可能な限り投入したいと考えています。詳細につきましては、本日の議案審議の中でご説明申し上げます。今後、被保険者の皆様方に対しましても改定の趣旨を含め丁寧に説明を行ってまいりたいと思っています。

本日の議会定例会では、令和８年度一般会計及び特別会計予算、条例改正などの議案を提案することとしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたしますとともに、各議案に対しましても議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【古川隆三郎君 降壇】

○議長（岩永敏博君）

次に、日程 5 「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

総務課長をしております吉田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「経過等の報告事項」についてご説明をいたします。失礼ですが座ってご説明させていただきます。

資料は、当日配付資料 5、ピンクの表紙「経過等の報告事項」、こちらのほうをお願いいたします。

1 ページをご覧ください。

前回開催の議会定例会、令和 7 年 8 月 29 日開催の分ですが、それ以降における広域連合の主要な事項について、経過などの報告をいたします。

まず 1 つ目、「次期医療保険制度改革に向けた議論」についてでございます。

令和 7 年 9 月から、社会保障審議会・医療保険部会において、次期医療保険制度改革に向けた本格的な議論が開始され、12 月 18 日にはそれまでの議論の整理として、①現役世代の保険料負担の抑制を念頭に置いた「世代内、世代間の公平性の確保」の観点から高齢者医療の窓口負担割合の引上げを含めて検討すること。②後期高齢者医療制度の保険料や窓口負担などの決定に際し、金融所得を勘案すること。③OTC 類似薬の保険給付の見直しについて、OTC 医薬品を使用する患者との公平性や現役世代の保険料負担軽減の観点から一定の見直しが必要であり、患者の状況や負担能力に配慮しつつ、保険外負担（特別料金）を求める新たな仕組みを創設すること。こういった内容でございます。以上のような一定の方向が示されたものでございます。



2つ目でございます。「高額療養費制度の見直し」についてでございます。

医療保険部会の下に設置されている「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」は、令和7年12月16日、高額療養費制度の見直しの基本的な考え方を取りまとめました。内容としては、以下に記載しているとおり、増大する医療費への対応として自己負担限度額の引上げや所得区分の細分化、70歳以上の外来特例を引き上げること。次に、一方で長期療養者への配慮として多数回該当の限度額を据え置くほか、限度額引上げで長期療養患者が多数回該当から外れて医療費負担が加重になるケースに配慮するため、新たに「年間上限」を創設すること。こうした方向性を打ち出しました。高額療養費制度の見直しについては、国会において来年度予算と併せて議論されるものと思われます。

3つ目、「資格確認書交付の暫定運用の見直し」についてです。

マイナ保険証を保有していない方に交付する資格確認書について、厚生労働省はこれまで後期高齢者医療については被保険者全員に資格確認書を職権交付する暫定運用を行ってきましたが、令和8年8月以降は年齢や利用回数に応じた交付に見直すとし、令和8年1月27日に都道府県及び全国の広域連合に通知をいたしました。以下に記載しております①と②は、そのときに通知されました資格確認書の職権交付条件でございます。

続きまして、2ページをお開きください。

「協議会等（議員研修会）の報告」についてでございます。

地方自治法及び広域連合議会会議規則の規定に基づき、令和7年8月議会で議決を経て、協議等の場（議員研修会）を臨時に設け開催をいたしました。

開催内容は記載のとおり、広域連合議員27名中15名の出席をいただき、令和7年10月29日に開催をしております。

内容としましては、広域連合の事業概要説明と制度説明、そういったことについて事務局から説明いたしまして、ご質問、ご意見などを頂戴したところです。

次に、3 番「国に対する要望」についてでございます。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日、全国の広域連合で組織する「全国後期高齢者医療広域連合協議会」は、後期高齢者を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、医療保険制度を持続可能なものとしていく観点から必要な改善を図るため、以下の 5 項目についての要望書を厚生労働大臣宛てに提出をしております。同要望書は、参考として 4 ページから 6 ページ、こちらに掲載をしております。

3 ページのほうにお戻りください。

4 つ目、「懇話会」についてでございます。

懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に関して広く意見を求めるため設置しているもので、被保険者代表、保険医・保険薬剤師及び公益を代表する委員 1 0 名で構成をされています。

本年度第 2 回目は、令和 7 年 1 2 月 1 6 日に出席委員 6 名において開催いたしました。

協議内容及び主な質問、主な意見は以下に記載のとおりでございます。

なお、懇話会委員の名簿もつけておりますので参考とされてください。

以上で、「経過等の報告事項」についての説明を終わります。

○議長（岩永敏博君）

ただいまの「経過報告について」は、ご了承をお願いいたします。

次に、日程 6 「議案第 1 号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第 1 号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費

に関する条例の全部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

白い表紙の「定例会議案」は1ページから14ページ、緑色の表紙「定例会説明資料」は1ページから16ページまででございます。

それではまず、白色の表紙「定例会議案」の3ページをご覧いただきたいと思います。

3ページの下段、「提案理由」に記載のとおり、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか適正な支出を図り、国家公務員の旅費制度の見直しに準じて長崎県後期高齢者医療広域連合職員等についても同様に講じるため、条例案を提出するものでございます。

提案する条例につきましては、同じく白色の表紙の4ページから14ページにわたって記載しておりますが、その内容につきましては、恐れ入ります。緑色の表紙の「定例会説明資料」で、ご説明申し上げたいと思います。緑色の表紙の2ページをご覧いただきたいと存じます。

横書きの表になります。その真ん中の「主な内容」に記載をさせていただいております。

1. 出張の際に定額で支給しておりました日当・宿泊料・滞在手当等を廃止すること。また、新たに、2. 宿泊費・包括宿泊費・宿泊手当を新設します。宿泊費は、これまでの定額支給に替えて実費を支給するものです。包括宿泊費は航空券等と宿泊がセットになったパック商品の利用を想定した包括的な旅費区分が新設されるものでございます。また、3. 旅行代理店等に直接支給ができるよう旅費支給対象者の見直しや、4. 適正な支出の確保として違反して受給した者に返還を求め、応じない場合、給与等からの控除を可能とする規定を盛り込んでおります。

なお、施行期日は令和8年4月1日でございます。

本条例の制定の根拠は、この表の右側に記載しておりますが、国家公務員等の旅費

に関する法律の一部を改正する法律で、基本的には国の規定に準じた改正を行っているところでございますが、県内では長崎市が他の自治体に先行して条例改正を行ったことから、我々広域連合といたしましても、主に長崎市の条例を参考とさせていただいているところでございます。

同じく緑色の表紙の資料２の３ページから１６ページにかけて、これまでの旅費条例との新旧対照表を記載しております。

ここで、本日配付させていただいております当日配付資料の「資料８」、これはＡ４の１枚の資料でございますけれども、「旅費条例の主な改正内容」をお配りさせていただいております。

今回の旅費条例の「主な改正点」について、まとめています。

上から、「交通費（鉄道賃・航空賃・船賃・バス代等）」でございますけれども、こちらのほう、現行条例と同様に実費支給となっており、変更はございません。

次に、「日当」でございますが、現在は昼食代・隣接地内交通費等を含む諸雑費に充てるため定額を支給しておりますが、改正後は廃止となります。

「宿泊費」でございますが、現行では定額を支給しておりますが、改正後は地域ごとに上限額を設定し、精算を伴う実費支給となります。

また、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための「宿泊手当」を新設いたします。こちらは宿泊の１夜当たり２，４００円の定額支給となります。

最後に、「包括宿泊費」ですが、これらはホテルと交通費がセットとなったパック料金での支給を可能とする種目を新設することとしております。

この下のほうの「参考１」でございますが、改正前後の旅費支給の例を掲示させていただいております。例といたしましては、長崎県内で宿泊を伴う出張の場合で、表では課長級の職員を例としております。記載のとおり、現行と改正後で、この表の一番右の下でございますが、合計４，９００円の差が生じることとなります。こちらのほうは、主に宿泊費が従来の定額制から実費となることにより減額となった例となっ

ております。国から説明を受けているところでは、逆に都心部等においては現在ホテル代の高騰等が起こっておりまして、従来の定額では周辺部であるとか、かなり不便な場所でないとその定額の範囲内に収まらないようなこともあり、場合によっては職員の手出しが発生するというふうなこともありまして、そういったケースにおいては実費支給によりカバーできるようになるといった改正の趣旨が説明をされているところではあります。

なお、この資料の裏面 2 ページでございますが、「参考 2」といたしまして、「宿泊費基準額及び宿泊手当」の別表を掲載しております。宿泊費基準額は都道府県ごとに上限額が設定されることとなっております、この基準額については国と同額となっております。

いずれの表も「長崎市職員の旅費に関する条例」の別表でございますが、本広域連合においても、この表を準用するという事で整理をさせていただいております。

「議案第 1 号」の説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

本件については事前通告はありませんでしたが、質疑がある場合は、質疑箇所のページをお示しの上、発言をお願いいたします。

ございませんか。

なければ、これをもって「議案第 1 号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第 1 号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ないようですので、これをもって討論を終結し採決をいたします。

「議案第 1 号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議ないと認めます。

よって、「議案第１号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程７「議案第２号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第２号「長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

こちらは、先ほどの議案第１号「広域連合職員等の旅費に関する条例」の改正に伴い、広域連合の特別職においても同様の改正を行うものでございます。

白色の表紙の「定例会議案」は１５ページから１８ページ、緑色の表紙の「定例会説明資料」は１７ページから２０ページまででございます。

それではまず、白色の表紙「定例会議案」の１７ページをご覧いただきたいと思えます。

下段、「提案理由」に記載のとおり、「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の見直し」に伴い、広域連合の特別職の職員に係る旅費、条例では費用弁償となりますけれども、こちらについても所要の改正を行うことにより旅費制度全体の整合性を確保し、適正な支出を図ることとしているところでございます。

改正条文につきましては１８ページに掲載をしておりますが、内容につきましては緑色の表紙の「定例会説明資料」の１８ページでご説明申し上げたいと思えます。

横書きの表になります。中ほど「主な内容」に記載のとおり、広域連合の特別職が

議会等の招集に応じたとき、または公務のため旅行したときの費用弁償、いわゆる「旅費」についてです。

１．議会の議員及び広域連合長・副広域連合長・運営委員会委員は、長崎市長が受ける旅費に相当する額、こちらは長崎市職員等の旅費に関する条例を準用いたします。２．その他の職員（監査委員・選挙管理委員会委員・懇話会委員ほか）でございますけれども、広域連合職員が受ける旅費に相当する額、こちらは「長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」を準用いたします。

なお、施行日は令和８年４月１日となります。

同じく緑色の表紙の１９ページ・２０ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

「議案第２号」の説明は以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

本件についても事前通告はありませんでしたが、質疑がある場合は、質疑箇所のページをお示しの上、発言ください。

ございませんか。

なければ、これをもって「議案第２号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第２号「長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ないようですので、これをもって討論を終結し採決をいたします。

「議案第２号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第２号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程８「議案第３号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第３号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

白色の表紙の「定例会議案」は１９ページから２３ページまで、緑色の表紙の「定例会説明資料」は２１ページから２４ページまででございます。

まず、白色の表紙の「定例会議案」の２１ページをご覧いただきたいと思います。

２１ページの下段、「提案理由」に記載のとおり、人事院勧告における給与の見直しに応じた規定とするため、通勤手当について国家公務員等との均衡を考慮し、広域連合職員においても、これに準じた取扱いとすることと、旅費条例の改正に伴い、その他所要の整備を行うため条例案を提出するものです。

改正条文につきましては、２２ページ・２３ページに記載しておりますが、その内容につきましては、緑色の表紙「定例会説明資料」でご説明申し上げます。

恐れ入ります。「定例会説明資料」緑色の２２ページをお願いいたします。

こちら横書きの表の中ほど「主な内容」に記載のとおり、通勤手当の改正では、  
１．自動車等使用者に対して、上限６６，４００円までの通勤手当区分を新設する。  
それから、２．自動車等使用者に対し、５，０００円を上限とする駐車場代の利用に係る手当、いわゆる駐車場料金への手当でございますが、こちらを新設するものでございます。その他、このたびの広域連合職員等の旅費に関する条例の改正に伴う所要



の整備として、旅費の返納について、給与からの控除を可能とする規定を新設するものです。

こちらの施行期日も、令和８年４月１日からでございます。

２２ページ・２３ページには、改正条例の新旧対照表を掲載しております。ご参照いただきたいと思います。

「議案第３号」の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

本件についても事前通告はありませんでした。質疑がある場合は、質疑箇所のページをお示しの上、発言ください。

ございませんか。

なければ、これをもって「議案第３号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第３号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ないようですので、これをもって討論を終結し採決をいたします。

「議案第３号」を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第３号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程９「議案第８号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第8号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

こちらのほうは、「議案別冊」及び「議案説明資料の別冊」、いずれもコピーを閉じた資料でございます。

初めに「議案別冊」、薄いほうになりますが、こちらのほうの1ページ目をご覧くださいと存じます。

一番下、「提案理由」に記載のとおり、今回の改正は「令和8年度及び令和9年度の保険料率並びに令和8年度以後の保険料賦課限度額に関する事項」、「保険料の算定方法及び保険料の均等割軽減判定に用いる額等」について定めようとするものです。

次に、「改正内容」についてご説明いたします。

こちらのほうは「別冊」のほうをご覧くださいと思います。恐れ入ります。コピーのほうの「議案説明資料」になっております。

1ページをお願いいたします。

横書きの表中ほどの「主な内容」でございます。

まず、1点目です。「令和8年度及び令和9年度の保険料率」について、所得割率及び均等割額を定めるものでございます。

今回から保険料は、医療分である（１）「基礎賦課額」と、それから新たに加わる（２）「子ども・子育て支援納付金賦課額」、これはいわゆる「子ども分」と申しますけれども、この２本立ての構成となります。

なお、「子ども分」につきましては、令和8年度から10年度にかけて段階的に導

入をされることから、今回は令和８年度分のみを条例で定めることとしております。

次に、２点目です。こちらは政令改正に伴う条例改正でございます。

（１）子ども分の賦課が新たに加わることから、保険料賦課に関する算定方法を改め、または追加するものでございます。（２）基礎賦課額の賦課限度額を８５万円に改正するものでございます。（３）子ども分の賦課限度額を２万１，０００円とするものでございます。

続いて、同資料の２ページをお願いいたします。

（４）令和８年度以後の被保険者均等割軽減判定に用いる基準額のうち、①５割軽減及び、②２割軽減に係る基準額を定めるものです。

続きまして、「附則で定める内容」についてです。（５）今回の制度改正に伴う激変緩和措置といたしまして、均等割の７割軽減対象者について、基礎賦課額の均等割額の軽減割合を７割から７．２割へ引き上げるものです。制度改正による負担増をできるだけ緩和するための措置となっております。

施行期日につきましては、記載のとおり、令和８年４月１日としております。

なお、条例の新旧対照表は３ページから１１ページに掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

ここからは、今回の改正の柱でございます「令和８年度・９年度の保険料率」につきまして、保険管理課長からご説明を申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

保険管理課長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。説明が長くなりますので着座にて失礼いたします。

それでは、「令和８・９年度保険料率」についてご説明いたします。

「説明資料別冊」の１３ページをお願いいたします。

まず、「令和８・９年度保険料の算定根拠」についてご説明いたします。

１の「保険料率算定に係る法律」をご覧ください。

高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる「高確法」により、後期高齢者医療の保険料率は予想される費用の額及び収入の額に照らし２年の特定期間ごとに見直すこととされております。この規定に基づきまして、今回は令和８年度と令和９年度の２年間を一体として保険料を試算しております。なお、今回全国全ての広域連合が料率改定を行うこととなっております。

次に、「保険料の構成」についてご説明いたします。

中段以降に記載しております「高確法施行令」に基づき、今回から保険料の賦課額は、施行令第１８条第１項第１号イの「基礎賦課額」いわゆる「医療分」と、同号ロの「子ども・子育て支援納付金賦課額」いわゆる「子ども分」、この２つを合算した額とすることが規定されました。また、同条第１項第７号において「基礎賦課額の限度額」は８５万円に引き上げられるとともに、同条第１項第１３号において「子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額」は２万１，０００円とされております。

１４ページをお願いいたします。

次に、２の「次期特定期間の保険料率の試算結果」についてご説明いたします。

まず、「医療分」につきましては均等割額が５万６，２００円で、前回から３，８００円の増加、所得割率が９．５９％で、前回から０．７２ポイントの減少となりました。次に、「子ども分」につきましては均等割額が１，３００円、所得割率が０．２５％となりました。これらを合算した結果、「医療分」・「子ども分」を合わせた軽減後の保険料は７万６，１５０円となり、前回から６，３５８円、率にして９．１％の増加となりました。

中段の点線囲みをご覧ください。

今回、保険料が上昇した主な理由は大きく 5 点あります。

まず、「費用面」では、1 点目、医療給付費の増加。2 点目、出産育児支援金に係る激変緩和措置の終了。3 点目、子ども・子育て支援金制度の新設です。次に、「収入面」では、4 点目、後期高齢者負担率の上昇に伴う交付金等の減少。5 点目、高額医療費負担金の基準額引上げによる国・県負担金の減少です。これら複数の要因が同時に重なったことにより、今回の保険料上昇につながったものです。

続きまして、下段の点線囲みをご覧ください。

一方で、保険料の急激な上昇を抑制するため、剰余金及び基金繰入額につきましては、令和 6・7 年度の 4 8 億円から、今回は 6 3 億円へと増額しております。併せて均等割 7 割軽減者につきましては、医療分均等割の軽減割合を 7 割から 7. 2 割へ引き上げるなど被保険者の負担軽減に配慮した抑制措置を講じております。

1 5 ページをお願いいたします。

次に、3 の制度改正「子ども・子育て支援金制度」についてご説明いたします。

本制度は、子育て支援の財源を社会全体で支える仕組みとして創設され、令和 8 年度から導入されるものです。主な支援内容につきましては、(2) に記載のとおりです。

続きまして、(3) をご覧ください。

この「子ども・子育て支援金制度」は段階的に導入されることとなっており、令和 8 年度は支援金総額の 6 割でスタートし、令和 1 0 年度に 1 0 割全面実施となります。このため、今回の保険料算定におきましては、「子ども分」につきましては令和 8 年度分のみを設定しております。令和 9 年度分の「子ども分保険料」につきましては、制度の進捗を踏まえ、令和 8 年度に改めて設定することとなります。

次に、(4) をご覧ください。

こちらは制度改正後の保険料のイメージをお示ししております。「医療分」と「子ども分」をそれぞれ算定した上で、これらを合算した保険料を被保険者の皆様にご負

担いただくことになります。「医療分」につきましては、医療給付費に充当し、「子ども分」につきましては子ども・子育て支援納付金として国に納付いたします。「子ども・子育て支援納付金」は新たな制度であることから、被保険者の皆様に制度についてご理解いただけるよう、市町の広報紙への掲載や国が作成したリーフレットを資格確認書等の年度更新の際に同封するなど、丁寧な制度周知に努めてまいります。

16ページをお願いいたします。

4の「保険料試算に用いた費用額」についてご説明いたします。

(1) 医療給付費等総額から、17ページの(8) 子ども・子育て支援納付金までが保険料算定上の費用となります。

(1) 「医療給付費等総額」についてです。まず、被保険者数については、各市町の住民基本台帳を基に年齢到達者による新規被保険者と過去の死亡や転入・転出状況等を勘案し、令和8年度が242,139人、前年度比1.52%の増加。令和9年度が244,980人、前年度比1.17%の増加と見込んでおります。

次に、「1人当たり給付費」については、下の「※」に記載しております診療報酬改定の影響等を考慮して推計し、令和8年度が103万1,827円、前年度比1.14%の増加、令和9年度が105万3,454円、前年度比2.10%の増加と見込んでおります。これに被保険者数を乗じた医療給付費は、令和8年度が2,498億4,550万856円、前年度比2.67%の増加。令和9年度が2,580億7,505万5,589円、前年比3.29%の増加となっております。

(2) 財政安定化基金拠出金から、17ページの(8) 子ども・子育て支援納付金までは、それぞれ必要額を算定しておりますのでご参照ください。

次に、17ページの5「保険料試算に用いた収入額」についてご説明いたします。

(1) 国庫負担金から(7) 国庫補助金までは、それぞれの算定省令等に基づいて推計したものであり、このうち(5) 後期高齢者交付金については、いわゆる現役世代からの支援金です。後期高齢者負担率が12.67%から13.27%へ引き上げ

られることにより収入額の減少を見込んでおります。（８）繰越金は、令和７年度決算剰余見込額として１５億円を計上しております。（９）財政調整基金の取崩しは３２億円。（１０）財政安定化基金交付金については、令和８年度・令和９年度それぞれ８億円ずつの１６億円で、県との協議が整っております。（８）から（１０）までが、いわゆる保険料抑制財源です。１４ページで説明いたしましたとおり、前回は合計４８億円でしたが、今回は６３億円と前回より多くの抑制財源を充当しております。

次に、１８ページのグラフをご覧ください。

これは、保険料上昇に最も影響がある後期高齢者負担率の特定期間ごとの負担率の推移になります。前回の制度改正により、令和６・７年度に急上昇した負担率は、令和１２・１３年度以降、制度改正前と同水準に落ち着く見込みであることから、先ほど説明しました抑制財源である基金等を計画的に活用することにより、点線のラインまで後期高齢者負担率の上昇幅の影響を押し下げること、それまでの保険料負担額の急増を平準化したいと考えております。

ただいまご説明いたしました費用額及び収入額の詳細な推計内容につきましては、「医療分」につきましては２８ページから４２ページに、「子ども分」につきましては４６ページに記載しておりますので後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、１９ページをお願いいたします。

こちらは、「医療分」の保険料率算定表になります。先ほどご説明いたしました費用額及び収入額について、推計結果の数値を実際に当てはめたものとなっております。１６ページでご説明いたしました（１）から（７）までの費用につきましては、この表では①から⑦に整理されており、１７ページでご説明いたしました（１）から（１１）までの収入につきましては、①から⑪に整理されております。

まず、表の右から２列目「合計」の欄をご覧ください。

一番上の「費用」の表の合計欄に記載の５，１３６億８，１１９万５，７７８円か

ら、その下の「収入」の表の合計欄に記載の4,657億9,496万6,246円を差し引きますと、3つ目の表の一番上、「保険料収入必要額」の合計欄に記載のとおり、478億8,622万9,532円となります。これが医療分として被保険者の皆様にご負担いただく保険料の総額となります。

次に、この「保険料収納必要額」を予定収納率99.59%として割り戻したものが賦課総額480億8,337万1,355円となります。これを2年間で割りますと240億4,168万5,677円が単年度当たりの賦課総額となります。

続きまして、この単年度の賦課総額を2つ下の表に記載しております「応能応益割合、所得割43・均等割57」に応じて「所得割賦課総額」と「均等割賦課総額」に振り分けたものが、その下の表になります。

まず、左側の表が所得割率を算定したものです。「所得割賦課総額」は、アルファベットの「A」で示しております、103億3,792万4,841円となり、賦課限度額超過分を調整した後の所得割率は9.59%となります。次に、右側の表が

「均等割額」を算定したものです。「均等割賦課総額」はアルファベットの「D」で示しております、137億376万836円となります。これを令和8・9年度の平均被保険者数である243,560人で除しますと、「均等割額」は5万6,200円となります。以上の算定結果から一番下の保険料率被保険者1人当たりの保険料額の表に記載のとおり、令和8・9年度の「医療分」の保険料につきましては、均等割額が5万6,200円、所得割率が9.59%、軽減後の1人当たり保険料額が7万4,302円と試算したところです。また、これらの結果につきましては、14ページの試算結果にも記載しております。

続きまして、20ページには被保険者数や医療費総額等の推移を、21ページから26ページには市町ごとの被保険者数及び医療費総額等の推移を記載しておりますので後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、27ページをお願いいたします。



こちらは、令和８年度医療給付費に対する「医療分」の保険料額の割合を上段にグラフ、下段に表として示したものです。上段のグラフをご覧ください。

医療給付費に対する保険料額の割合を棒グラフで示しており、色の濃い棒が保険料軽減前、薄い棒が軽減後の割合となっております。軽減後の保険料で見ますと、県内市町の平均は7.12%となっており、グラフでは医療給付費に対する実際にご負担いただく軽減後の保険料割合が高い順に左から並べております。

続きまして、ページが飛びまして43ページをお願いいたします。

こちらは、「子ども分」の保険料率算定表になります。先ほどご説明いたしましたとおり、子ども・子育て支援金制度は段階的に導入される制度であることから、「子ども分」につきましては令和８年度分のみの算定としております。

まず、一番上の「費用」の表ですが、令和８年度の欄に記載しております5億8,775万5,622円から、その下の「収入」の表、令和８年度の欄に記載しております4億8,979万63円を差し引きますと、3つ目の表の一番上、「保険料収納必要額」の欄に記載のとおり、5億8,285万7,659円となります。この金額が、「子ども分」として被保険者の皆様にご負担いただく「保険料収納必要額」となります。

次に、この「保険料収納必要額」について、医療分と同様に予定収納率及び「応能応益割合」を勘案して算定した結果、一番下の「保険料率・被保険者1人当たりの保険料額」の表に記載のとおり、令和８年度の「保険料率」につきましては、均等割額が1,300円、所得割率が0.25%、軽減後の1人当たり保険料額が1,848円と試算しております。

以上の結果を14ページの試算結果に記載しております。

最後に、47ページをお願いいたします。

こちらでは、「九州内の各広域連合の状況」についてご説明いたします。

本資料は、1月16日に各広域連合へ聞き取りを行った結果を取りまとめたもので

す。

まず、「医療分」についてご説明いたします。均等割額につきましては九州内全ての県で引上げとなっております。その中で、一番下の表をご覧ください。

九州 8 県全体における令和 6・7 年度からの均等割額の引上げ額の平均は 6, 3 5 5 円となる見込みです。これに対しまして長崎県は 3, 8 0 0 円となっており、引上げ額を抑えた水準となる見込みでございます。次に、所得割率につきましては、引下げが本県を含め 4 県、引上げが 2 県、据置きが 2 県となっております。その結果、1 人当たり保険料につきましては、上の表の右から 2 番目、長崎県の「医療分」が 7 4, 3 0 2 円となり、九州 8 県の中では 7 番目となる見込みです。

続いて、「子ども分」についてご説明いたします。若干の差はあるものの、均等割額・所得割率ともに九州各県ほぼ同額同率となる見込みです。このように本県の保険料につきましては、各種抑制策を講じた結果、九州内においては比較的抑えた水準になるものと見込んでおります。

長くなりましたけども、以上で「議案第 8 号」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

本件についても事前通告はありませんでしたが、質疑がある場合は、質疑箇所のページをお示しの上、発言をお願いいたします。いかがですか。

2 3 番、永田議員。

○2 3 番（永田秀人君）

お疲れさまです。議案第 8 号「説明資料別冊」の 2 ページのほうで、軽減判定の基準額が 5 割軽減と 2 割軽減が引き上げされているので、これによって軽減対象者が増

えると思うんですけど、どれぐらいのボリュームかというのは分かりますでしょうか。

○議長（岩永敏博君）

保険管理課長。

○保険管理課長（山崎喜一郎君）

均等割額の軽減を受けている被保険者の状況について申し上げますと、令和８年度になりますけれども被保険者数は２４２，１３９人で、このうち均等割額の軽減を受けている方が１７９，２２０人、全体の約７４％となっております。この内訳を見ますと７．２割軽減が１１４，０９７人で４７．１％、５割軽減が３４，６７０人で１４．３％、２割軽減が３０，４５３人で１２．６％となっているところでございます。

○議長（岩永敏博君）

よろしいでしょうか。はい。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

ないようでしたら、これをもって「議案第８号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第８号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ないようですので、これをもって討論を終結し採決をいたします。

「議案第８号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 8 号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程 10「議案第 4 号及び議案第 5 号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第 4 号「令和 7 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 5 号「令和 7 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第 4 号「一般会計補正予算（第 1 号）」でございますが、白い表紙の「定例会議案」、白い表紙の 27 ページをご覧いただきたいと存じます。

一般会計補正予算（第 1 号）は、第 1 条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 3, 59 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3 億 4 1 6 万 5, 000 円とするものでございます。各費目につきましては、28 ページ及び 29 ページの第 1 表「歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

続きまして、同じく白い表紙でございます。議案第 5 号「特別会計補正予算（第 1 号）」でございますが、同じく白い表紙の 43 ページをお願いいたします。

特別会計補正予算（第 1 号）は、第 1 条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 5 億 6, 083 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2, 571 億 8, 028 万 3, 000 円とするものでございます。各費目につきましては、44 ページ及び 45 ページの第 1 表「歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。こちらの補正予算の主な内容につきましては、緑色の表紙の「定例会説明資料」を用いまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

それでは、今回の「補正予算の主な内容」について、私のほうから説明をいたします。

なお、ご提案する補正予算は、一般会計・特別会計ともに、毎年この２月議会に合わせて行っているものでございまして、端的に申し上げますと、前年度、令和６年度の決算剰余金を歳入計上いたしまして、年度末に必要となる支出項目、例えば人事院勧告に伴う人件費であったり、国・県に対する療養給付費返還金など、こういったものを歳出計上いたしまして、残りを財政調整基金に積み立てるという内容になっております。

それでは説明に入ります。緑色の表紙「定例会説明資料」２６ページ及び２７ページ、こちらをお開きください。こちらが、「一般会計補正予算の見積総括表」になっております。

続いて、３０ページから３１ページ、こちらは「特別会計補正予算の見積総括表」でございます。

「主な内容」につきましては、大変失礼いたします。３２ページから３３ページ、こちらに「補正予算概要図」を示しておりますが、こちらにより説明をさせていただきます。この概要図は見開き資料になっておりますが、上段、上のほうが「一般会計」を示しております。下段のほうが「特別会計」の欄になっております。

まず上段、「一般会計」でございます。

「歳入」につきましては、３２ページの左側の四角内、７款「繰越金」として、令和６年度決算剰余金３，５５９万１，０００円、こちらを計上いたしております。

その横、「歳出」につきましては、３３ページの上段四角内、２款「総務費」一般

管理費において、人事院勧告に基づく増額補正として717万2,000円の補正をしております。これは人勧に基づく職員給与費等の増額分でございます。

次に、32ページ上段右側の四角内、こちらをご覧ください。

令和6年度決算剰余金3,559万1,000円から補正額717万2,000円を差し引いた残り2,841万9,000円、こちらを「財政調整基金」として補正するものでございます。

続きまして、下段の図「特別会計」の説明に入ります。こちらをご覧ください。

32ページが「歳入」でございます。

下段中央の四角内の一番上、8款「繰越金」として、令和6年度決算剰余金71億9,431万1,000円を計上いたします。同じ四角内中央の要精算額46億2,595万7,000円ですが、これは令和6年度療養給付費について、国・県・市町・支払基金、この4か所に対して精算をしなければなりません。うち、市町と支払基金への精算は当年度分予算と相殺することとなるため、歳入の減額補正となります。この表でいきますと左側の2つの四角をご覧ください。

市町への精算である1款「市町支出金療養給付費負担金」6億7,331万5,000円、それから支払基金への精算であります、4款「支払基金交付金・高齢者交付金」6億6,062万2,000円につきまして、それぞれ減額補正をいたします。一方、国と県への精算は支出により返還することになります。

ここからは「歳出」の説明に移ります。

要精算額が、こちらの矢印が、33ページ左側下段の四角に伸ばしておりますけれども、9款「諸支出金」として償還金32億9,202万円、こちらを増額補正をしております。内訳は、国庫返還分が28億8,255万2,000円、県費返還分が4億946万8,000円となっております。

次に、歳入で受け入れた繰越金71億9,431万1,000円のうち、先ほどの要精算額を除いた純剰余額、こちらが25億6,835万4,000円。こちらから

33 ページ左側の中央の四角内に矢印で線を引っ張っておりますが、ここから歳出補正として事務費相当分の増額分として、マイナス128万6,000円と保険給付費相当の減額分として、プラス2,427万1,000円、こちらを計算をいたしまして25億9,133万9,000円、こちらを7款「基金積立金」として補正計上いたします。

なお、積立金の内訳といたしましては、33 ページの右上、円柱形の図が記載しておりますが、この中をご覧ください。

特別会計では事務費相当8,187万7,000円、それから保険給付費相当として25億946万2,000円というふうになっております。事務費相当に係る増額補正及び保険給付費相当に係る減額補正については、33 ページ右側の上下の四角に記載をしているとおりです。

なお、この中で5款「支払金拠出金」の出産育児支援金2,459万2,000円の減額補正につきましては、令和7年度の支援金額決定に伴う減によるものでございますが、令和7年度の予算編成時点では支出金拠出総額が未定であったため、前年度決算見込額を予算化しておりましたことから、決定額との差が生じたものでございます。

なお、34 ページは、歳入で5款「特別高額医療費共同事業交付金」、歳出で4款「特別高額医療費共同事業拠出金」、こちらについてそれぞれ46万円を補正をするものでございます。これは、国保中央会との共同事業に対する予算でございますが、10月に国保中央会から通知のあった拠出見込額に基づき、歳入予算・歳出予算にそれぞれ同額を補正計上するものです。

「令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算」の説明は以上でございます。

35 ページには「療養給付費負担金について」、今回の補正予算後の市町ごとの一覧表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

「議案第4号及び第5号」の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきま

すようお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

「議案第４号及び議案第５号」については、一括質疑となっておりますのでよろしくをお願いします。

本件についても事前通告はありませんでしたが、質疑がある場合は、質疑箇所のページをお示しの上、発言ください。

よろしいですか。

なければ、これをもって「議案第４号及び議案第５号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに順次討論・採決を行います。

まず、議案第４号「令和７年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」に対する討論に入ります。

なければ、これをもって討論を終結し採決をいたします。

「議案第４号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第４号」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号「令和７年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」に対する討論に入ります。



【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ないようですので、これをもって討論を終結し採決をいたします。

「議案第５号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第５号」は原案のとおり可決されました。

では、ここで休憩を取りたいと思います。再開を１４時２５分から再開をいたしますので、それまでにお席にお着きください。

では、休憩いたします。

（休 憩）

（再 開）

○議長（岩永敏博君）

では、会議を再開いたします。

次に、日程１１「議案第６号及び議案第７号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ただいま上程されました議案第 6 号「令和 8 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第 7 号「令和 8 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第 6 号「令和 8 年度一般会計予算」についてご説明いたします。

白い表紙の「定例会議案」の 61 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2 億 8,659 万 1,000 円とするものでございます。また、第 2 条「一時借入金」及び第 3 条「歳出予算の流用」につきましては記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきましては、62 ページ及び 63 ページの第 1 表「歳入歳出予算」に記載のとおりですが、その詳細につきましては、後ほど緑色の表紙の「定例会説明資料」でご説明したいと存じます。

引き続きまして、議案第 7 号「令和 8 年度特別会計予算」についてご説明いたします。

同じく白い表紙の「定例会議案」85 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 条に記載のとおり、「歳入歳出予算」の総額をそれぞれ 2,542 億 8,868 万 6,000 円とするものでございます。また、第 2 条「一時借入金」及び第 3 条「歳出予算の流用」につきましては記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の各款及び項ごとの金額につきましては、86 ページ及び 87 ページの第 1 表「歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出の詳細につきまして、緑色の表紙「定例会説明資料」により、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

それでは、私のほうからご説明をいたします。

「令和８年度一般会計予算」についてでございます。

緑色の表紙「説明資料」３８ページ・３９ページ、こちらからご説明してまいります。この説明が長くなるものですから失礼して着座にて説明をさせていただきます。

３８ページに、歳入歳出それぞれの款ごとの金額を表にして記載しておりますが、この表の一番下の行、「歳入合計及び歳出合計」は先ほど申し上げたとおり、それぞれ２億８，６５９万１，０００円でございます。この表を円グラフにしたものを３９ページに記載をしており、上段が「歳入」、下段が「歳出」でございます。上段の「歳入」につきましては市町からの分担金及び負担金、こちらが歳入総額の９０．０８％を占めており、下段の「歳出」につきましては職員給与費等を含む総務費が歳出総額の９８．２％を占めております。

３８ページ下の「参考」と書いてある表をご覧ください。

令和８年度予算は、前年度予算と比較して１，８０１万７，０００円、６．７１％の増額となっております。その主な要因といたしましては、歳出において人事院勧告による職員給与費等が増額したことによるもの、またホームページリニューアルに伴う委託料の増などございますが、歳入歳出予算の主な内容につきましては、４０ページからの「予算説明表」によりご説明をいたします。

４０ページ・４１ページをご覧ください。

まず、「歳入」でございます。

上から１款１項１目「市町負担金」は２億５，８１６万１，０００円です。これは広域連合の運営に係る人件費や事務費等に対する市町からの共通経費負担金でございます。４１ページ説明欄にありますとおり、各市町の負担割合は均等割１０％、高齢者人口割５０％、人口割４０％となっております。

次に、中ほどの６款２項１目の「財政調整基金繰入金」２，８４１万９，０００円

でございます。これは先ほどご審議いただきました、議案第4号「令和7年度一般会計補正予算」により積立てを行う令和6年度決算剰余金の事務費相当を取り崩すものでございます。

次に、「歳出」でございます。42ページ・43ページをご覧ください。

まず、1款「議会費」233万3,000円でございますが、これは議会定例会等の開催に係る経費でございます。次に、2款「総務費」2億8,141万9,000円でございます。主なものとしましては、1項「総務管理費」1目「一般管理費」の2億8,024万円で、広域連合が派遣職員に対して直接支給する手当や派遣元に対する人件費負担金事務室借上げや事務機等に係る経費などでございます。この「一般管理費」における前年度比1,861万4,000円の増につきましては43ページに記載してございますが、1. 職員給与費等において人事院勧告や対象人員の変動等により、③派遣元に対する負担金が増となったことや、4の事務機器等に係る経費において、②ホームページリニューアル業務委託料として220万円を皆増していることが主な要因でございます。その他、2款「総務費」においては44ページに記載しております2目「運営委員会費」、それから2項1目「選挙管理委員会費」、3項「監査委員費」など、それぞれの事務等に係る経費を計上しております。

以上が、「令和8年度一般会計予算」でございます。

続きまして、次に「特別会計当初予算」についてご説明をいたします。

説明資料は48ページ・49ページのほうをご覧ください。

48ページは、歳入歳出それぞれ款ごとの金額を表にして記載しておりますが、この表の一番下の行、「歳入合計及び歳出合計」は先ほど申し上げたとおり、それぞれ2,542億8,868万6,000円でございます。

この表を円グラフにしたものを49ページに記載しており、上段が「歳入」、下段が「歳出」でございます。上段の「歳入」につきましては国庫支出金、それから県支出金、そして現役世代からの負担金である支払金交付金、この3つを合わせますと歳

入全体の約 80 %を占めております。また、各市町からの負担金である市町支出金は約 17 %であり、被保険者の皆様から収めていただく保険料負担金は制度の趣旨から申し上げますと約 10 %となりますが、保険料の軽減等に係る国からの補填等がございますので、実質的には約 7 %となっております。下段の「歳出」につきましては、保険給付費が歳出全体の約 99 %を占めております。

なお、48 ページの下に「参考」として、前年度予算との比較を載せております。令和 8 年度予算は前年度予算と比較して、29 億 6,923 万 7,000 円、1.18 %の増額となっております。その主な要因といたしましては、被保険者数の増等に伴う保険給付費の増や、子ども・子育て支援金の皆増等に伴う支払金拠出金の増額による影響が大きいものとなっております。

なお、50 ページには、国庫や県費などの歳入の流れをまとめた表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、「歳入歳出予算の主な内容」についてご説明をいたします。

まず、「歳入」でございますが、52 ページ・53 ページをご覧ください。

1 款「市町支出金」1 項 1 目「事務費負担金」4 億 1,286 万 3,000 円、こちらが前年度比 4,165 万 6,000 円の減となっております。これは、保険給付に係る事務費等について各市町にご負担いただくものでございます。2 目「保険料等負担金」は 242 億 1,275 万 9,000 円でございますが、前年度に比べまして 19 億 2,325 万 1,000 円の増となっております。これは、先ほどご説明いたしました保険料率の改定に加えて、子ども・子育て支援金分の負担増によるもの及び被保険者数の増加に伴うものでございます。

53 ページの説明欄をご覧ください。

中ほどの表のとおり、市町の保険料等負担金には被保険者から徴収する保険料と保険基盤安定負担金がございます。保険基盤安定負担金は、県が 4 分の 3、市町が 4 分の 1 を拠出する公費負担分となります。また、どちらにも「医療給付費分」と「子ど

も・子育て支援納付金分」とがございます。

続いて、52ページ、3目「療養給付費負担金」200億5,070万6,000円でございますが、これは保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1でございます。こちら料率改定の中にもございました保険給付費見込額の増に伴い、1億1,215万4,000円の増となっております。詳細は、53ページ下をご覧ください。

続きまして、54ページ及び55ページをご覧ください。

2款「国庫支出金」1項1目「療養給付費負担金」601億5,211万7,000円で、これは保険給付費に係る国の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の3でございます。こちら保険給付費の増が見込まれ、前年度比3億3,646万1,000円の増額となっております。2目「高額医療費負担金」13億1,297万1,000で、前年度比マイナス1億4,257万9,000円となっております。こちらは高額医療費負担金の基準額引上げによる減額となっております。

55ページ中ほどに記載しておりますが、「高額医療費に対する国庫負担」については、令和7年度まではレセプト1件当たり80万円を超えるうち、保険料等に賄うべき部分の4分の1を負担するものでしたが、令和8年度からレセプト1件当たりの基準額が80万から85万円に引き上げられたものでございます。この負担割合については、県費負担金も同様となっております。

続いて、2項1目「調整交付金」268億6,337万6,000円でございますが、これは広域連合下の財政を調整することを目的として交付されるものであり、55ページの説明欄の表をご覧ください。

記載のとおり、「普通調整交付金」213億3,160万4,000円、「特別調整交付金」55億3,177万2,000円でございます。このうち特別調整交付金の内訳は表のとおりとなっておりますが、令和8年度から特別調整交付金にて、先ほどの国・県からの高額医療費負担金の見直しに伴い、「低所得者に係る保険料軽減

分」として1億3,069万4,000円、歳出5款の「子ども・子育て支援納付金」の財源の一部として489万7,000円が新たに交付されることとなっております。

次に、56ページ・57ページをご覧ください。

3款「県支出金」1項1目「療養給付費負担金」200億5,070万6,000円でございます。これは保険給付費に係る県の定率負担分で、負担割合は市町と同じく12分の1であり、市町負担金と同様に保険給付費見込額の増に伴い、前年度比1億1,215万4,000円の増となっております。

2目「高額医療費負担金」は、国と同額の13億1,297万1,000円でございます。2項1目「財政安定化基金交付金」ですが、こちらも保険料率改定の説明でも触れましたけれども、長崎県からの財政安定化基金が2か年で16億円交付される見込みであり、令和8年度交付分の8億円を計上しているものです。

次に、4款「支払基金交付金」1項1目「後期高齢者交付金」961億9,637万4,000円でございます。これは57ページの説明欄にも記載をしておりますが、国民健康保険や協会けんぽなど、現役世代が加入している医療保険者が負担する後期高齢者支援金が財源となっているものであり、こちらは高齢者負担率の上昇に伴い現役世代からの支援金が減額されることから、前年度比マイナス7億9,868万6,000円となっております。

続いて、58ページ及び59ページをご覧ください。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」1億6,574万1,000円でございます。特別高額医療費に対する共同事業交付金とは、59ページに記載しておりますが、広域連合の財政リスクの緩和を図るため、1件当たり400万円を超える高額医療費の200万円を超える額のうち、保険料等で賄うべき部分から国・県による高額医療費に対する支援を除いた部分が国保中央会の共同事業により交付されます。

なお、歳出の4款1項1目には、同事業への拠出金として同額を予算計上しており

ます。

また、「予算額」については、今年度実績見込みを考慮して増となっております。

次に、7款「繰入金」2項1目「財政調整基金繰入金」9億7,923万1,000円でございます。59ページには、9億7,923万1,000円の内訳を記載しております。事務費相当として6,881万8,000円、それから標準システム機器更改経費分として1,041万3,000円、また保険給付費相当分として保険料急増の抑制財源となる9億円、こちらでございます。

「財政調整基金」につきましては、失礼ですが90ページをお開きください。

90ページに基金の推移見込みを記載しております。こちらのほうでご説明をいたします。

この表の8年度取崩し額が、8年度歳入予算への繰入金となるものでございます。特別会計への繰入金は右から3列目、8年度の取崩しの欄です。この下から2番目、9億7,923万1,000円でございます。内訳は、先ほど59ページでも説明したとおり、事務費相当で7,923万1,000円、保険給付費相当で9億円でございます。保険料抑制財源となる財政調整基金、これは保険給付費相当分になりますが、こちらは2か年で32億円を取り崩す予定としております。うち、8年度分として9億円を計上するものです。

なお、財政調整基金の令和8年度末残高は表の右下94億511万2,000円、こちらが残高見込みでございます。

58ページにお戻りください。

8款1項1目「繰越金」、財政調整基金と同じく保険料急増の抑制財源として15億円を計上しております。こちらは7年度の決算剰余金を15億円と見込んでおりまして、その全額を繰越金として計上するものです。

最後に、10款3項4目「第三者納付金」は2億2,308万8,000円でございます。これは59ページの説明欄に記載しておりますが、被保険者本人ではなく、



交通事故など第三者行為により医療給付を行った場合における第三者に対する医療給付費の賠償請求に伴う納付金でございます。

以上が「歳入」の説明でございます。

次に、60ページ・61ページ、ここからは「歳出」についてのご説明をいたします。

1款「総務費」1項1目「一般管理費」3億7,919万4,000円でございますが、これは共同電算処理手数料や画像レセプト管理システム手数料などの医療給付業務、被保険者資格管理業務及び標準システム運用等に係る経費などでございます。

62ページ・63ページをご覧ください。

2項1目「レセプト点検事業費」3,329万2,000円でございますが、前年度と比較し、228万8,000円の減となっております。この主な要因としましては、63ページに、レセプト点検業務のうち、①レセプト点検業務委託料、こちらにおいて3年間の長期継続契約に変更したことにより減となったものでございます。同じく2目「普及啓発事業費」は1,001万8,000円で、前年度比259万8,000円の増となっており、増額の主なものとしましては、1. 制度の広報・周知のうち資格確認書の取扱いに係る、②法周知用リーフレット印刷製本費の増などによるものでございます。

64ページ・65ページをご覧ください。

2款「保険給付費」2,507億1,042万円でございます。前年度と比較し、15億9,548万8,000円の増となっております。主な内訳としましては、1項1目「療養給付費」2,351億9,832万9,000円で、令和6年度と比較して65億2,238万円の増となっております。これは、被保険者数の増と1人当たりの給付費等の過去の実績を踏まえて増額を見込んでおります。診療報酬改定に伴う医療費の増により給付費が増となっております。

66ページ・67ページをご覧ください。

2 項 1 目「高額療養費」は、1 2 8 億 9, 8 5 0 万 4, 0 0 0 円で、前年度比減となっている要因といたしましては、7 年度の実績に合わせて減としたほか、令和 7 年度 1 0 月から窓口 2 割負担の配慮措置が終了したこと、また高額療養費制度が今年 8 月から見直されることの影響によるものでございます。

次に、3 項 1 目「葬祭費」でございますが、3 億 2, 1 0 8 万円でございます。

6 8 ページ・6 9 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目「特別高額医療費共同事業拠出金」、1 億 6, 5 8 5 万 8, 0 0 0 円でございます。「歳入」の 5 款 1 項 1 目でもご説明いたしましたが、国保中央会との特別高額医療費共同事業に対する拠出金でございます。拠出額につきましては、今年度の実績見込みを考慮して算出しております。

続きまして、5 款「支払基金拠出金」、8 億 9, 0 9 0 万 7, 0 0 0 円でございます。前年度比 7 億 3, 5 6 7 万 2, 0 0 0 円の増となっておりますが、増額の理由は料率改定の中でも説明いたしましたが、6 9 ページの説明欄をご覧ください。

「出産育児一時金に係る支援金」については令和 6 年度から開始しておりましたが、激変緩和措置の観点から令和 6・7 年度の負担額は 2 分の 1 とされていたものが終了するため拠出額が増額するものです。また、令和 8 年度から始まる「子ども・子育て支援納付金」の皆増によるもの、こちらでございます。

なお、「子ども・子育て支援金」の支出費目につきましては、出産育児支援金を取りまとめている「社会保険診療報酬支払基金」に対する拠出になりますので、同費目 5 款にて取り扱うことといたします。

7 0 ページ・7 1 ページをご覧ください。

6 款「保健事業費」は、1 2 億 2, 4 1 8 万円で、1 億 3, 4 4 9 万 6, 0 0 0 円の増となります。主な増額の要因でございますが、1 項 1 目「健康診査費」につきましては 7 1 ページをご覧ください。

「健康診査事業」において、受診見込み数及び委託単価の増に伴い市町へ支払う、

③健康診査業務委託料や、①健診結果データ共同電算処理手数料の増などにより、前年度比4,007万1,000円の増。

また、同じく2目「その他健康保持増進事業費」については、73ページをご覧ください。6「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」において、圏域数の増加及び委託単価の増による市町へ支払う一体的実施委託料の増等により、2目全体で前年度比9,442万5,000円の増となっており、こうした要因により保健事業全体の事業費が増となっているものでございます。

次に、72ページの中段をご覧ください。

7款「基金積立金」1目「財政調整基金」につきましては、次期標準システム機器更改に向けた積立金として、毎年2,720万円を計上しております。

続いて、74ページ・75ページをご覧ください。

9款「諸支出金」でございますが、1項1目「保険料還付金」は、歳入の保険料負担金の医療分に対して0.2%相当を計上しております。

最後に、10款「予備費」は、6億9,911万6,000円を計上しております。これは75ページの説明欄をご覧ください。

給付費等総額の10%、これのうち1%相当額として2億4,984万6,000円を、また特定期間初年度歳入余剰金として4億4,927万1,000円を計上しております。

来年度は保険料率の改定初年度に当たりますが、保険料率は2年間の費用を総費用として保険料を算定します。医療費総額などは令和9年度が増加するのに対して保険料は2年間一定となるため、初年度のほうが歳入増となることから予備費で調整するものでございます。

以上が「特別会計の歳出予算」になります。

なお、76ページから90ページまで、参考資料を記載しております。

76ページから81ページには「一般会計及び特別会計の事務費負担金」を、82

ページから 87 ページには「保険料負担金」を、88 ページ及び 89 ページには「療養給付費負担金」について、それぞれ市町別の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

「保険料負担金」については、総括表と併せて今回から「医療分」と「子ども分」についても、それぞれ表を作成しております。

また、90 ページには、先ほどご説明もさせていただきましたが本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しております。併せてご参照いただきたいと思います。

長くなって大変申し訳ありません。「議案第 6 号及び第 7 号」の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岩永敏博君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

「議案第 6 号及び議案第 7 号」については一括質疑となっておりますので、よろしくをお願いします。

本件についても事前通告はありませんでしたが、質疑がある場合は、質疑箇所のページをお示しの上、発言をお願いいたします。

23 番、永田議員。

○23 番（永田秀人君）

23 番、永田です。

緑の説明資料の 53 ページのほうに保険基盤安定負担金の軽減割合の記載がありまして、8 号議案のときの説明と数字が微妙に違っていて、その 8 号議案で確かに 2 割・5 割の軽減対象、限度額が引き上がっているのが最初増えたのかなと思ったのですが、この議案だと先ほどの説明より数字が多いのですが、これはどういったふうに理解したらいいのでしょうか。その対象者が増えているのか減っているのか、いわゆ

る先の議案で、条例により基準額を引き上げた結果、対象者が増えてるということではないということなのではないでしょうか。ちょっとその辺教えていただけますか。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

まず、7割が7.2割になったからといって、その対象が増えるというわけでは、まずございません。

それから、先ほど保険料率算定のときに説明した数字と微妙に違うというのは、先ほど説明した部分は保険料率の算定時に、要はシステムより抽出した数でございます。こちらが予算編成の折に抽出した数でございます。そこら辺がちょっと微妙に違うというところがございます。それは大変申し訳ありませんが、ただ大まかには間違っていないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岩永敏博君）

23番、永田議員。

○23番（永田秀人君）

そうしますと時系列的には料率算定が先で予算編成が後なので、予算編成によって少し対象者の見込み数が増えたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（岩永敏博君）

企画監兼次長。

○企画監兼次長（中村浩二君）

今の件につきまして、私のほうから説明させていただきます。

こちらの保険基盤安定負担金、広域連合にとりましては収入予算となりますが、各市や町に取りましては支出予算を同額で組む必要がありますので、少し安全マージンを見込んで金額を立てております。こちらの金額といいますのが、各対象者数掛ける単価で決まるようになっておりますので、その関係で対象者数が、予算計上額のほうが保険料率算定時よりも多く計上されるという仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

18番、相浦議員。

○18番（相浦喜代子君）

諫早、相浦です。

緑の表紙の55ページでご説明がありました国の調整交付金中、②の特別調整交付金の分です。原爆と被爆体験ということで、長崎県と広島県以外の後期高齢の医療組合がどんなふうになっているか分かりませんが、当然のことながら高齢者の方で被爆者、それから被爆体験者の方も高齢で亡くなっていかれていく。ここの国のこの調整交付金のその算定に基づく算定基準に多分人数も加算される、計算されるんだと思うんです。これが毎年減っていつているのかどうかということちょっと聞いておきたい。それはなぜならば、まだ2026年なのですけど、2042年、いわゆる16年後にはピークアウトということで、もう高齢者がこれから減っていくわけです。当然後期高齢者のここの大きな特別調整交付金が減っていくということを考えたときに、

国の考え方はどうなんだろうなというのがあったものですから、まず1つは、前年度よりこの金額が減っているのかどうか。もう一つは、その人数的、要は被爆者の数ですとか被爆体験者の数が、やはりここの数字には大きく関わっているのかということをお尋ねします。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

相浦議員のご指摘のとおりでございますが、原爆・被爆者の分の調整交付金は年々減少しております。ちなみに令和7年度の予算時におきましては、44億9,077万1,000円となっておりますので、その分落ちてるような状況でございます。これはまさしく、その被爆者の数が減っているというのが大きな要因になります。

一方で、被爆体験者のほうでございますが、こちらは実は昨年度の交付金額の予算が3億9,536万7,000円で、今年度は上っております。これにつきましては、被爆者体験者自体は人数が減少しているのですけれども、令和6年12月1日から「第二種健康診断特例区域治療支援事業」という国の事業が開始されまして、こちらで被爆体験者も被爆者と同等の医療費助成が開始されました。この関係で交付金が少し上がっているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

18番、相浦議員。

○ 18 番（相浦喜代子君）

内容分かりました。ただし、どちらにしても被爆体験者も高齢にはなってますし、人数は確実に減っていったるわけなので、16年後のお話を今ここですのもという話ではあるんだけど、ここのこの金額がなくなる、なくなるというか、ある年数によって、5年スパンぐらいでは確実に減ってくるのではないかと思うので、そういったところの研究等もそろそろしていったほうがいいのかと思ったので、今回予算ですけど、現状を把握しながら私たちの勉強会の中でも、そういった部分も入れていただければなと思ったのでお尋ねしたところでした。

○議長（岩永敏博君）

事務局長。

○事務局長（萩原哲郎君）

ご質問ありがとうございます。

ご指摘いただいたとおり、被爆者の減少に伴いまして、この特別調整交付金が低減していくという見込みを立てております。したがって、我々といたしましても被爆者がいる限りは支援を国のほうにさせていただきたいということで、我々の広域連合の全国協議会がございますので、そちらのほうを通じまして厚生労働省のほうには特別調整交付金の充実について、要望を続けているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

24番、福澤議員。



○ 2 4 番（福澤照充君）

福澤です。1 点だけ教えてください。

緑色の 5 8 ページの資料で、預金利子が令和 7 年度 5 0 0 万から 8 年度予算で 2 , 0 0 0 万と大きく増えているのですが、ここを教えてください。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

どうもご質問ありがとうございます。

これは特別会計の歳計現金の余裕資金のほうを運用しておりまして、その分の収入を計上しておりますが、昨年から金利のほう上昇をしておりまして、今年度 7 年度の 5 0 0 万の予算計上に対しまして、今年度に関しましては 2 , 0 0 0 万以上の歳入が入る予定になっております。ですので、その実績に応じまして 8 年度の予算を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（岩永敏博君）

2 4 番、福澤議員。

○ 2 4 番（福澤照充君）

ありがとうございます。金利が上ってきているということで一定理解はするんですけども、大体これは、すいません。ちょっと一つだけ教えてもらいたい。大体規模感としては、大体どれぐらいの元本でこれぐらいになっているのかということと、あと

まさにこの金利が上がってる、インフレも含めてですけども、やはり余裕資金は安全サイドに立ちながらも、やはりこの歳入の現状を考えると、できるだけ有利な運用をしていくべきかという思いもあるのですが、その辺りも含めて教えてください。

○議長（岩永敏博君）

総務課長。

○総務課長（吉田卓史君）

規模感といいますと、毎月毎月その歳入歳出の運用計画を立てておりまして、その月の入ってくる歳入と、その月に支出しなければならない歳出、そちらを検討いたしまして、この額だと余裕があるなということで資金を運用するということで毎月計画を立ててやっている状況でございます。

ちなみに、例えば今現状２月に預けている運用額といたしましては１７８億円、今現状は預けているというふうな状態です。これが２月２日から預けております。１２月にも余裕資金を運用したのですが、このときは１４５億というところで、その月々によって違ひまして、１１月に運用したときは４５億であったりとか、そのときの月々の支出支払いの状況を見て運用をしているものでございます。

以上でございます。

○２４番（福澤照充君）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（岩永敏博君）

ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって「議案第６号及び議案第７号に」対する質疑を終

結いたします。

これより、議案ごとに順次討論、採決を行います。

まず、議案第６号「令和８年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」に対する討論に入ります。

ないようですので、討論を終結し採決をいたします。

「議案第６号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第６号」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号「令和８年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

討論を終結し採決をいたします。

「議案第７号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第７号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程１２「同意議案第１号」を議題とします。

連合長の説明を求めます。

連合長。

【古川隆三郎君 登壇】

○連合長（古川隆三郎君）

同意議案の第１号は、「監査委員の選任」について、議会のご同意を求めるものでございます。当日配付資料９をご覧ください。

これまで、三縄監査委員の任期が、去る２月１５日をもって満了したことに伴い、新たに識見を有する者のうちから選任する監査委員に、奈良崎達哉君を選任したいと存じます。

なお、参考といたしまして、同氏の略歴を添付しております。

ご同意賜りますようお願いいたします。

以上であります。

【古川隆三郎君 降壇】

○議長（岩永敏博君）

では、これから同意議案第１号「監査委員の選任につき、議会の同意を求めることについて」は、直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議ございませんので採決をいたします。

監査委員の選任については原案のとおり、奈良崎達哉君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、「同意議案第１号」は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、日程１３「例月出納検査報告について」は、配付されております報告書のとおりであります。本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

お諮りいたします。今定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他、整理を要するものについては、議会会議規則第４０条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと存じます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（岩永敏博君）

ご異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付された事件は、全部終了をいたしました。

これにて閉会をいたします。皆様、どうもお疲れさまでした。

＝閉会 午後３時１１分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 岩永 敏博

署名議員 宮崎 良保

署名議員 諸松 瀬里奈